

議案第 10 号

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 5 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第253号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた第3号旧介護保険法(医療介護総合確保推進法附則第9条に規定する第3号旧介護保険法をいう。以下同じ。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業</u></p> <p>(4) <u>介護保険法第115条の45第1号ロに規定する第1号通所事業</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、福祉増進のため必要な事業(利用者の資格)</u></p> <p>第7条 センターの利用者の資格は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者(利用料)</u></p> <p>第12条 センターの利用料は、次のとおりとする。ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第96条第3項、<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第100条第3項及び橋本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年橋本市告示第140号)第12条第4項に規定する費用は、</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業</u></p> <p>(4) <u>橋本市生きがい活動支援事業実施要綱(平成18年橋本市告示第118号)に基づく事業</u></p> <p>(5) <u>前4号に掲げるもののほか、福祉増進のため必要な事業(利用者の資格)</u></p> <p>第7条 センターの利用者の資格は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前4号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者(利用料)</u></p> <p>第12条 センターの利用料は、次のとおりとする。ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第96条第3項並びに<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成18年厚生省令第80号)第100条第3項に規定する費用は、利用者の負担とする。</u></p>

利用者の負担とする。

- (1) 第7条第1号に規定する者の利用料は、当該事業に要する費用の一部及び材料費等の額とする。
- (2) 第7条第2号に規定する者の利用料は、介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
- (3) 第7条第3号に規定する者の利用料は、医療介護総合確保推進法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた第3号旧介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
- (4) 第7条第4号に規定する者の利用料は、橋本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第9条に規定する額とする。
- (5) 第7条第5号に規定する者の利用料は、無料とする。

- (1) 第3条第1号に規定する者の利用料は、当該事業に要する費用の一部及び材料費等の額とする。
- (2) 第3条第2号に規定する者の利用料は、介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
- (3) 第3条第3号に規定する者の利用料は、介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(4) 第3条第4号に規定する者の利用料は、橋本市生きがい活動支援通所介護事業実施要綱第8条に規定する額とする。

(5) 第3条第5号に規定する者の利用料は、無料とする。

#### 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。